

常務理事	事務長	課長	課長代理	課員

健康保険任意継続被保険者資格取得申請書受理伺

任意継続被保険者 記号番号	999-										
法第13条関係	資格取得年月日	・	・	資格喪失年月日	・	・	資格喪失時の標準報酬月額	/	千円		
任意継続 被保険者 関係	資格取得年月日	・	・	資格喪失予定年月日	・	・	納付書作成日	令和	年	月	日
	標準報酬月額	健康保険料					納付期限	納付日	納付方法		
		調整保険料					月分	・	・	現金・振込	銀行
		介護保険料					月分	・	・	現金・振込	銀行
	千円	合計					備考				

健康保険任意継続被保険者資格取得申請書

資格喪失時の記号番号	記号	番号	資格喪失年月日	令和	年	月	日	
申請者	氏名・印・性別・生年月日		男	女	(昭和・平成)	年	月	日生
	住所・電話番号	〒						TEL.()
使用されていた 事業所	所在地						保険料の納付方法 (いずれかを○で囲んでください)	
	名称						毎月払い	上半期(9月)まで一括払い

令和 年 月 日
大阪府石油健康保険組合理事長 様

受 付

(注)裏面に加入手続きの説明を記載しております。
下欄の署名を忘れずにお願いいたします。

任意継続被保険者の加入手続きについて

大阪府石油健康保険組合

任意継続被保険者に加入される方は、次のとおり取り扱いますので、よく読んで間違いのないようにしてください。

1. 手続き

- ・健康保険の加入期間が継続して2カ月間必要です。
- ・退職後20日以内にこの申請書を提出してください。(期日を過ぎますと受付できません。)
- ・扶養家族のある人は、「被扶養者(異動)届」を同時に提出してください。(加入手続き後、住所・氏名・電話番号の変更や扶養家族に異動があった時は、直ちに提出してください。)

2. 被保険者期間

- ・加入できる期間は最長2年間です。

3. 標準報酬

- ・保険料及び保険給付の計算の基礎となる標準報酬は、毎年度、あなたの退職時に行ける標準報酬月額又は当健康保険組合の前9月30日における全被保険者の平均標準報酬月額のいずれか低い額となります。

4. 保険料額

- ・保険料額は、標準報酬月額に保険料率を乗じた額です。
- ・40歳以上65歳未満の被保険者は、介護保険料を加えた額が保険料の月額です。

5. 保険料の納入方法

- ・当組合の窓口を持参又は、当組合が指定している銀行口座へ振り込んでください。
- ・次の期間を単位として納付することができます。なお、前納する場合は年利率4分の複利現価法による割引が受けられます。

申請時における前納は、取得月より9月分を上半期、取得月より3月分を全期として計算いたします。

- ① 各月納付(毎月10日までに納付。但し、10日が土曜日・日曜日・祝日

の場合は翌営業日に納付。)

- ② 全期前納(4月分～翌年3月分を3月31日までに納付。)

- ③ 上半期前納(4月分～9月分を3月31日までに納付。)

- ④ 下半期前納(10月分～翌年3月分を9月30日までに納付。)

- ・初回の納付については、申請者の希望に従い保険料の納付書を送付いたします。納付書に記載の納付期日までに納付しなかった場合は、任意継続の届出は無効となります。
- ・2回目以降の納付については、納付書に記載の納付期日までに納付してください。納付期日までに納付されないと、納付期日の翌日から資格がなくなります。

6. 資格喪失

- ・下記のいずれかに該当したときは、任意継続被保険者の資格はなくなります。
- ・この場合、被保険者証は直ちに返還していただくことになります。
 - ① 被保険者となった日から2年を経過したとき。
 - ② 被保険者が死亡したとき。
 - ③ 保険料を納付期日までに納付しなかったとき。
 - ④ 再就職し、健康保険の被保険者となったとき。
 - ⑤ 船員保険の被保険者となったとき。
 - ⑥ 後期高齢者医療制度の被保険者となったとき。

以上のことについてわからないことがありましたら、業務課(Tel. 06-6125-1200)までおたずねください。

◎上記のことについて十分検討し、保険料を納付期日までに納付しなかったときには、資格を喪失することを承知しました。

令和 年 月 日

氏 名